身近な人権のこと

# 被災者の人権のこと

　大規模な災害は多くの人命、生活基盤や働く場を奪い、被災者は突如として大きな困難に直面します。情報不足やデマなどによる人権侵害が生じることがあるほか、被災者はその後の避難生活でも多くの困難に直面します。

　災害時においても、わたしたちの人権が十分に尊重されるとともに、一人一人が被災された方々の状況を理解し、正しい情報と冷静な判断に基づき、人権に配慮した行動を取れるよう呼びかけていくことが必要です。

# アイヌの人々の人権のこと

　アイヌの人々は、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族です。しかし、近世以降のいわゆる同化政策等により、その文化の十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。令和元（2019）年５月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められました。

# こころの病に関すること

## こころの病とは

　「こころの病」と言っても、種類も症状もさまざまで、原因が分かっていないものが多くあります。例えば、うつ病と診断された場合でも、ストレスがきっかけの場合もあれば、身体の病気と関係していることもあります。

## 誰でもかかりうる病気です

　こころの病で通院や入院をしている人たちは、国内で614.8万人（令和２（2020）年厚生労働省患者調査）です。また、生涯を通じて５人に１人がかかるとも言われています。

　しかし、「こころの病は特別な人がかかるもの」という、古くからの慣習や風評などから生じる先入観や偏見が解消されたとは言えず、また、このため生きづらさや生活のしづらさに苦しんでいる人たちがいます。

　こころの病は誰でもかかりうる病気であり、こうした先入観や偏見にとらわれないことが大切です。

## 大阪府では

　精神科病院から地域生活への移行の推進や就労に向けた訓練の実施など、保健・医療・福祉の面から、さまざまな取組を行っています。

　また、保健所やこころの健康総合センターにおいては、精神保健福祉相談をはじめ、啓発や研修などに取り組んでいます。

**■主なこころの病とその症状**

|  |  |
| --- | --- |
| 統合失調症 | こころや考えがまとまりづらくなってしまう病気です。幻覚や妄想などの陽性症状と意欲の低下、感情表現が少なくなるなどの陰性症状があります。まわりの人には聞こえない声が聞こえたり、話がまとまらなくなったりします。 |
| うつ病 | 眠れない、食欲がない、一日中落ち込んでいる、何をしても楽しめないといったことが続いている場合、うつ病の可能性があります。ものの見方が否定的になり、自分はダメな人間だと感じてしまうことがあります。 |
| 躁うつ病（双極性障害） | ハイテンションで活動的な躁状態と、憂うつで無気力なうつ状態を繰り返します。 |
| パニック症 | 突然理由もなく不安になり、動悸やめまい、発汗、窒息感、吐き気、手足の震えといった発作を起こし、そのために生活に支障が出ている状態です。 |
| 依存症 | 薬物使用や飲酒、ギャンブルなどの行為を自分ではコントロールできなくなり、日常生活に支障を来す病気です。買い物、インターネットやゲームなどへの依存もあります。 |
| PTSD（心的外傷後ストレス障害） | 災害や事故、事件など、個人で対処できないような、突然の衝撃的なできごとの影響で、突然怖い体験を思い出す、不安や緊張が続く、眠れないなどの症状が出てきます。このような状態が何か月も続くときにはPTSDの可能性があります。 |
| 認知症 | 脳の機能が低下し、記憶や思考への影響がみられる病気です。アルツハイマー型認知症、血管性認知症などがあります。 |



